

災害対策基本法の改正と国土強靱化関連三法の制定

- ・国土強靱化計画 (平成 26 年 6 月 3 日に閣議決定、公表)
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (国土強靱化法) (平成 25 年 12 月 4 日可決成立、同月 11 日公布・施行)
- ・国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くしてしなやかな国をつくる。
→公共事業・東日本大震災からの復興
- ・首都直下地震対策特別措置法 (首都直下法) (平成 25 年 11 月 22 日可決成立、11 月 29 日公布、12 月 27 日施行)
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (南海トラフ法) (平成 25 年 11 月 22 日可決成立、11 月 29 日公布、12 月 27 日施行)
- ・大規模災害からの復興に関する法律 (復興法) (平成 25 年 6 月 17 日制定、6 月 21 日公布、施行)
- ・災害対策基本法
 - 第 1 弾改正 (平成 24 年 6 月 20 日可決成立、6 月 27 日公布、施行)
 - 第 2 弾改正 (平成 25 年 6 月 17 日可決成立、6 月 21 日公布、施行)

はじめに

・・・関連新聞記事 **資料 2-13~16**

凡 例 (本書の読み方)

第 1 部 復興法体系の到達点とその概要

第 1 章 防災に関する法律の体系

- 第 1 その体系
- 第 2 災害予防の分野を担当する法律
- 第 3 災害応急対策の分野を担当する法律
- 第 4 災害復旧・復興の分野を担当する法律

第 2 章 阪神・淡路大震災における復興 (特別) 法

- 第 1 節 被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年 2 月 26 日制定)
- 第 2 節 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律 (阪神・淡路復興法)
- 第 3 節 神戸市震災復興緊急整備条例 (平成 7 年 2 月 16 日制定、平成 10 年 2 月 15 日附則第 2 項の規定により失効)
- 第 4 節 その他
 - 第 1 罹災都市借地借家臨時処理法
 - 第 2 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 (被災マンション法)
 - 第 3 まちづくり協議会

第 3 章 東日本大震災における復興 (特別) 法体系

- 第 1 節 東日本大震災復興基本法成立と、成立に至るまでの与野党の攻防
- 第 2 節 東日本大震災復興基本法の制定とその概要
- 第 3 節 東日本大震災復興特別区域法
- 第 4 節 その他の法律

第 4 章 (一般法たる) 大規模災害からの復興に関する法律 (復興法) の制定

第1節 復興法の制定と制定までの道のり . . . **資料2-1**

第2節 復興法の全体像と目的、定義、基本理念

第5章 災害対策基本法の改正

第1節 第1弾改正の背景と概要 . . . **資料2-2, 3**

第2節 第2弾改正の背景と概要

第6章 復興法体系の到達点

第1節 復興法と東日本震災復興基本法、東日本大震災復興特区法、災害対策基本法の改正との関係は？

第2節 阪神・淡路大震災と東日本大震災、そして未曾有の豪雨を前提として

第2部 国土強靱化関連三法の意義と概要

第1章 国土強靱化法の意義と概要

第1節 国土強靱化法の制定

第2節 国土強靱化法の概要 . . . **資料2-4**

第2章 首都直下法の意義と概要

. . . **資料2-5~8**

第1節 首都直下法の制定

第2節 首都直下法の概要

第3節 首都直下法の目的・定義

第3章 南海トラフ法の意義と概要

. . . **資料2-9~12**

第1節 南海トラフ法の制定

第2節 南海トラフ法の概要

第3部 論点解説

序章 論点整理のやり方

第1章 復興法体系全体の論点

論点1 災害対策の司令塔その1－災害対策基本法に記載する非常災害対策本部とは？緊急災害対策本部とは？

論点2 災害対策の司令塔その2－復興法に記載する復興対策本部とは？

論点3 災害対策の司令塔その3－災害対策基本法が定める災害緊急事態の布告とは？

論点4 建築基準法84条に基づく建築制限とは？

論点5 地区防災計画とは？

第2章 阪神・淡路大震災における復興事業にみる論点

論点1 建築基準法84条に基づく建築制限と被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限

●論点2 既存の都市法体系による復興—都市計画決定による市街地開発事業（土地区画整理事業と市街地再開発事業）

●論点3 既存の都市法体系による復興—優良建築物等整備事業等を中心とする要綱事業による復興の制定

第3章 東日本大震災における復興事業にみる論点

論点1 建築制限特例法に基づく建築制限と建築基準法39条に基づく「災害危険区域」の指定

- 論点 2 建築制限と制限終了後の復興事業
- 論点 3 東日本大震災の復興における東日本大震災復興特別区域法の活用は？

第4章 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）の論点

- 論点 1 復興基本方針とは？都道府県復興方針とは？
- 論点 2 復興計画とは？
- 論点 3 復興計画に記載する復興整備事業とは？
- 論点 4 復興法の特例その1－土地利用計画の変更等に関する特例とは？
- 論点 5 復興法の特例その2－復興整備事業に係る許認可等の特例とは？
- 論点 6 復興法の特例その3－土地区画整理事業等の特例
- 論点 7 復興法の特例その4－復興一体事業とは
- 論点 8 復興法の特例その5－その他の復興計画の実施に係る措置等のうち「届出対象区域」とは
- 論点 9 復興法の特例その6－都市計画の特例(1)・一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画とは？
- 論点 10 復興法の特例その7－都市計画の特例(2)・都市計画法の特例とは？
- 論点 11 復興法の特例その8－災害復旧事業等に係る工事の国等による代行
- 論点 12 復興法が定めた復興協議会とは？

第5章 国土強靱化法の論点

- 論点 1 国土強靱化法が条文中で明記した基本方針（8条）とは？施策の策定及び実施の方針（9条）とは？
- 論点 2 国土強靱化基本計画（10～12条）とは？国土強靱化地域計画（13～14条）とは？
- 論点 3 国土強靱化推進本部（15、16、18～25条）とは？その役割は？
- 論点 4 国土強靱化基本計画策定までの道のりは？
- 論点 5 閣議決定・公表された国土強靱化基本計画の概要は？
- 論点 6 国土強靱化地域計画策定ガイドラインとは？

第6章 首都直下法の論点

- 論点 1 首都直下地震緊急対策区域（3条）とは？その指定は？
- 論点 2 首都直下法が定める5つの計画とは？その相互関係は？作成者は？
- 論点 3 首都中枢機能維持基盤整備等地区（7条）とは？その地区の指定は？
- 論点 4 5つの計画その1－緊急対策推進基本計画（4条）とは？
- 論点 5 5つの計画その1－平成26年3月28日に閣議決定、5月16日に公表された緊急対策推進基本計画（4条）の内容は？
- 論点 6 5つの計画その2－行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（5条）とは？
- 論点 7 5つの計画その2－平成26年3月28日に閣議決定、5月16日に公表された政府業務継続計画（5条）の内容は？
- 論点 8 5つの計画その3－首都中枢機能維持基盤整備等計画（8条）とは？その申請と認定は？（8条～14条）
- 論点 9 首都中枢機能維持基盤整備等協議会（15条）とは？
- 論点 10 認定基盤整備等計画に係る特別の措置（16～20条）とは？
- 論点 11 5つの計画その4－地方緊急対策実施計画（21条）とは？その作成状況は？

- 論点 1 2 5つの計画その5－特定緊急対策事業推進計画（24条～31条）とは？
- 論点 1 3 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置（32条～34条）とは？
- 論点 1 4 住民防災組織の認定等（23条）とは？

第7章 南海トラフ法の論点

- 論点 1 南海トラフ地震防災対策推進地域（3条）とは？南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（10条）とは？
- 論点 2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定は？南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定は？
- 論点 3 南海トラフ法が定める4つの計画とは？その相互関係は？
- 論点 4 4つの計画その1－南海トラフ地震防災対策推進基本計画（4条）とは？その概要は？
- 論点 5 4つの計画その2－南海トラフ地震対策推進計画（5、6条）とは？その作成状況は？
- 論点 6 4つの計画その3－南海トラフ地震防災対策計画（7、8条）とは？その作成状況は？
- 論点 7 4つの計画その4－津波避難対策緊急事業計画（12条）とは？その作成状況は？
- 論点 8 南海トラフ地震防災対策推進協議会（9条）とは？
- 論点 9 津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置（11条）とは？
- 論点 1 0 集団移転促進事業に係る特例（15～17条）とは？
- 論点 1 1 南海トラフ法における補助の特例（13条、18条）とは？

第4部 今後の課題

- 第1章 東日本大震災からの復興の検証は？
- 第2章 災害対策基本法の更なる改正は？

復興法と法東日本復興基本法・東日本復興特区法、三法の対比

1 東日本復興基本法や東日本復興特区法は、東日本大震災からの復興のため、また、「阪神・淡路大震災復興基本方針及び組織に関する法律」は、阪神・淡路大震災の復興に限定した法律であった。

2 それに対して、復興法は、特定の大規模災害に限定せず、一般的な復興のための法律である。したがって、当然のことながら、東日本復興基本法や東日本復興特区法を参考にして、多くの条文が作られている。復興法を基準にしてその三法を対比すると、**資料2-17**のとおりである。

なお、復興対策本部について定めている復興法4条から7条の参考にされた東日本復興基本法11条から23条については、同法24条4項で「本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。」と定められていた。そして、復興庁法設置法（平成23年法律125号）が平成23年12月に制定されたため、東日本復興基本法は改正され、同法11条から23条は削除された。また、復興庁が設置されたことに伴い、東日本大震災復興対策本部は廃止され、その業務は復興庁に引き継がれることになった。